

第5回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和8年8月6日（木曜日） 午後1時05分～

2 場 所

岡山市北区下石井2-6-41
ピュアリティまきび 3階橘

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者代表委員 : 3人
使用者代表委員 : 3人

4 主な審議事項

（1）岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

（1）岡山県最低賃金額審議

ア 岡山県最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

昨日提示の金額 58 円に変更はない。

【使用者側の意見要旨】

昨日提示の金額 56 円に変更はない。

イ 金額提示後、公益委員見解に委ねる旨の意思表示が行われ、公益委員による協議が行われた。

（2）公益見解

労使これ以上の歩み寄りが困難なため、両者の意見を総合的に考慮して公益見解による岡山県最低賃金改定として、「時間額 1,104 円（引上額 57 円）、引上率 5.54%、発効予定日法定どおり」が示された。

公益見解の根拠については、中賃において法定3要素をはじめ各種指標を総合的に検討してBランク 56 円の目安が示されたこと。岡山県においても中賃同様、こ

れら指標を総合的に検討した結果、中賃において出されたBランク 56 円の目安を基準とすることは妥当と判断。労使の主張を踏まえ、歩み寄りを求めたもの。

(3) 報告書作成、答申

この公益見解に対して、労使双方から異議はなく全会一致に至った。このため、岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書を作成した。

報告書作成にあたっては、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押し、最低賃金引上げの環境整備が必要であることから積極的に取り組むことを政府に求める意見を付議することが確認された。

全会一致により、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議が審議会の決議とされた。

なお、答申文については、専門部会終了後開催される第522回岡山地方最低賃金審議会において会長から岡山労働局長あて手交されることとなった。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・公益見解による「岡山県最低賃金改定」
- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）